

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会委員公募の選考等に関する基準

1 選出数

応募者全員について、選考委員会が2で定める選考基準に基づき選考し、2人を選出する。

2 選考基準及び選考方法

選考委員会は、次の表の評価項目ごとに応募の動機を5段階評価で採点した合計得点及び年齢、性別、公共的活動への貢献度等応募者の特性に基づいて協議を行い、選考候補者を決定するものとする。この場合において、評価点の合計得点が満点の50パーセントに満たない者は、選出対象としない。

評 価 項 目	評価点（5段階評価）				
学校教育の理解度	5	4	3	2	1
厚木市のまちづくりに対する考え方	5	4	3	2	1
委員就任に対する意欲や責任感	5	4	3	2	1
文章のわかりやすさ	5	4	3	2	1
協調性が感じられるか	5	4	3	2	1

備考 評価点の配点基準は、非常に優れている場合を5、優れている場合を4、普通の場合を3、やや劣る場合を2、劣る場合を1とする。

3 選考期間及び選考結果

令和2年5月18日（月）から5月29日（金）までの期間で、委員長が随時選考委員会を招集し、選考を行い、当該選考の結果について、応募者本人に通知する。

4 その他

申込書及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。